

経済特区認定審査委第 3 号
平成 18 年（2006 年）3 月 13 日

滋賀県知事 國松 善次 様

滋賀県経済振興特別区域認定審査・評価委員会
委員長 堺 屋 太 一

滋賀県経済振興特別区域計画の認定審査について（意見）

平成 18 年（2006 年）2 月 21 日付け滋商政第 117 号で意見を求められました標記の件について、同日に会議を開催し、調査審議した結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1. 新たに申請のあった計画の認定審査について

当委員会では、新たに申請のあった 3 件の計画について、滋賀県経済振興特別区域基本方針に定める特区計画認定の基準にもとづき、申請書類および申請者からの聴取により審査を行い、総合的に評価した結果、次の計画について、認定するにふさわしい計画であると具申します。

びわ湖・里山観光振興特区計画

高島市の豊かな自然や景観、独特の文化を活かして、新たな観光の魅力を生み出そうとする優れた計画で、計画の推進により、当地域ならではの観光振興の取り組みが期待できます。

なお、当地域が滋賀県の観光振興の特区にふさわしい経済的社会的効果を発揮するためには、四季を通じて人を呼び込むストーリーづくりなど、全国、あるいはアジアから人を呼び込むだけの発信力のある仕掛けが必要であり、この点について、申請者である高島市のより高い視点からの検討と県あげての支援を求めます。

なお、他の2件の計画については、活かすべき地域固有の資源等の見極めや計画の実現可能性、経済的社会的効果など基準に照らして認定にふさわしいとの評価に至りませんでした。

今後、さらに検討を加え、産業振興に向けた戦略をよく練り、計画の熟度を高めて、再度申請されることを期待します。

2．びわ湖南部エリア新産業創出特区計画の変更について

当委員会では、昨年度認定された標記計画に関し、変更認定申請のあった経済振興特別区域の範囲を拡大することについて、併せて審査を行いました。

当地域では、産学官連携の取り組みが順調に進み、大学発ベンチャー創出件数についても高い目標達成率を示すなど、計画が着実に進展するなかで、現区域の実情を勘案すると、今後、計画の目標とする戦略分野の企業立地促進を図っていくためには、区域を拡大することは、必要不可欠であると考えます。

しかしながら、その範囲については、当計画は、産業クラスター形成に向けた核となる地域を経済振興特別区域として創り出そうとするものであり、その趣旨に照らして考えれば、今回、変更認定申請のあった区域は広すぎる感がありますので、再度、検討を求めます。

3．その他

今回、審査の対象となった計画の中には、地域の産業振興を考える上で最も強みとなる資源や特性を必ずしも十分に生かし切れているとは言えない内容のものが見受けられました。

滋賀県には、それぞれの地域に、全国から注目され、全国に誇れるだけの資源が数多く存在しますが、残念ながら、地域内の視点が優先され、これら資源を見落としがちであるように思えます。

それだけに、今後、各地域で産業振興策を検討されるにあたっては、全国あるいは海外も視野に入れた重層的な視点から、地域固有の資源や特性を捉えられることを望みます。